

競 争 入 札 心 得

最終改正 平成24年 4月 1日

(趣 旨)

第 1 条 公益財団法人山梨県下水道公社発注の工事並びに委託等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、公益財団法人山梨県下水道公社財務規程（以下「財務規程」という。）及びその他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第 2 条 一般競争入札に参加しようとする者は、当該公告において指定した書類を添え、契約担当者とその旨を申し出なければならない。

(入札保証金)

第 3 条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

(入札等)

第 4 条 入札参加者は、設計図書、仕様書等及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書等に疑義があるときは、質問書により質問を求めることができる。

2 入札書は、箇所ごとに所定の様式により作成し、所要の事項を明記し、かつ所定の箇所に押印し、所定の時刻までに提出しなければならない。訂正したときは当該箇所に押印しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(入札の辞退)

第 5 条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっては、別記様式による入札辞退届を契約担当者へ直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第 6 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年

法律第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第 7 条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第 8 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一条件の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人をした者の入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第 9 条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するためあらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 当該契約がその性質又は目的から前 2 項の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が最も有利なもの（第 1 項のただし書きにあっては次に有利なもの）をもって入札した者を落札者とするができる。

(再度入札等)

第 10 条 開札をした場合において各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき、直ちに再度の入札を行う。

2 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の入札をした者は、再度の入札には参加できない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第 11 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第 12 条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(工事履行保証契約)

第 13 条 落札者は、前条第 1 項ただし書の場合において、契約保証金の納付の免除が財務規程第 77 条の 3 に該当する場合によるときは、契約書の案の提出と同時に、当該保証契約に係る保証証書を契約担当者に提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第 14 条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(契約書等の提出)

第 15 条 契約書（請負代金額が、150 万円以下の場合は請書とすることができる。）は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に契約書案を提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第 16 条 入札した者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書等及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。